

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

島根国民年金 事案433

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年5月まで

平成7年頃、A市区町村（現在は、B市区町村）の自宅を訪ねてきた、社会保険事務所（当時）の職員であったと記憶している二人の男性から、私が不在であったため、私の母に対し申立期間の国民年金保険料を納付するよう案内があった。その後、自宅への来訪は数回行われ、国民年金保険料の未納額が提示された際に「この額を全部払えば未納はありません。」と言われたため、私の母が提示された金額を一括して納付した。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成7年頃、A市区町村の自宅を訪ねてきた二人の男性に、私の母が申立期間に係る国民年金保険料を納付した。」旨を主張しているところ、戸籍の改製原附票から、申立人は、平成7年1月20日にC市区町村からA市区町村に住所を異動していることが確認でき、A市区町村において申立人の国民年金保険料を納付することが可能となるのは同日以降であることから、当該住所の異動日の時点において、申立期間のうち、少なくとも3年10月から4年11月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付できない。

一方、オンライン記録から、申立期間の直後の期間である平成5年6月から7年3月までの期間に係る国民年金保険料は、同年7月31日、同年8月29日及び同年9月29日の3回に分けて過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人の母親は、「申立期間に係る国民年金保険料は、申立人の妹の国民年金保険料と一緒に納付した。」と供述しているところ、オンライン

記録から、申立人の妹に係る平成4年*月（20歳到達時）から5年5月（申立期間の終期）までの期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、申立期間の直後の期間である同年6月から7年3月までの期間に係る国民年金保険料は、同年7月31日、同年8月29日、同年9月29日及び同年11月29日の4回に分けて過年度納付されていることが確認でき、同年11月29日以外の納付日は申立人の前述の納付日と一致していることからすると、申立人及び申立人の母親は、当該期間に係る保険料の納付を、申立期間に係る保険料の納付と誤認しているものと考えられる。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。